

答 申 書

令和4年11月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 澤 田 克



令和4年9月28日付け新広議第22号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

記

- 1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う当広域連合議会の個人情報保護制度の見直しについて
 - (1) 議会における個人情報保護に関する条例の制定について
 - (2) 議会における個人情報保護に関する条例の罰則規定について
 - (3) 執行機関の法施行条例との整合について

審査会の意見	(1) 広域連合議会における個人情報の適正な取扱いを確保するため、全国的な共通ルールに沿った条例により個人情報の取扱いに関する必要な対応をとることが適当である。 (2) 罰則規定については、地方自治法第14条の規定の範囲内で罰則を規定することは適当である。 (3) 法施行条例で独自に規定することとした「開示請求手数料」、「開示決定の期限」、「個人情報の適正な取扱いの確保」の各規定については、執行機関との整合が図られており適当である。
--------	--

